

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)のご案内

貸付額 20万円以内（一括交付）

- 貸付金交付 申請から交付まで 1週間程度
- 据置期間 1年以内
- 返済期間 2年以内（24回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利 子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

■ お申込み先 葛飾区社会福祉協議会（下記参照・葛飾区在住の場合）

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
- (2) 住民票の写し（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- (3) 預金通帳（申込み当日までの記帳を行うこと）

①新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる通帳

②税金・社会保険料・公共料金等の支払いが確認できる通帳

※通帳で減収や税金等の支払いの確認ができない場合は、③日常的に入出金を行っている通帳及び④給与明細等の収入が確認できる書類が必要です。

- (4) 印鑑（銀行印）

- (5) その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

■ お申込みに当たって【重要】

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、葛飾区社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

【返済例】20万円借入れた場合 1回目～23回目 8,330円 最終回（24回目）8,410円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

お問い合わせ・相談先

◎貸付相談から資金交付まで

葛飾区社会福祉協議会 〒124-0006 葛飾区堀切 3-34-1 ウエルピアかつしか 3階
電話 03-5698-2457 FAX03-5698-2513

◎資金交付後、ご返済完了まで

東京都社会福祉協議会 〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1（葛飾区社会福祉協議会ではありません）
電話 03-3268-7238